

## 公の施設の管理運営形態について

### 1 はじめに

公の施設については、これまでは市直営で管理運営を行うほか、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託してきましたが、平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されました。

本市では、平成 17 年 2 月に策定した「指定管理者制度導入のための指針」（以下「指針という。」）に基づき、平成 18 年 4 月から平成 22 年 3 月までの 4 年間で指定期間とし、42 の施設について指定管理者制度を導入しました。

そして、次期指定管理者指定を前に、本市の全ての公の施設について、「そもそものような管理形態が最も望ましいか」という検討するため、「宇治市公共施設運営検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、公共施設運営検討事業を実施しました。

また、国においてはこれまでの主務官庁の認可のみで公益法人の設立が許可されてきた制度を改め、登記のみで設立が認可される一般財団法人と、民間有識者等による委員会により公益性を認定される公益財団法人を分離する公益法人制度改革を実施され、平成 20 年 12 月 1 日に関連法案が施行されたところです。

これらを踏まえ、本市における今後の公の施設の管理運営形態を定めるものとします。

## 2 本市における今後の公の施設の管理運営形態について

「検討委員会の検討結果報告」（以下「検討結果」という。）と国の公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、本市における今後の公の施設の管理運営形態を次のとおりとします。

### ① 管理運営形態を変更する施設

#### 「直営→指定管理者」とする施設

##### 源氏物語ミュージアム

検討結果では、「平成 20 年度にフレッシュアップ事業に取り組んでおり、その成果を検証しながら指定管理者制度に移行する」としていることから、21 年度以降、その検証を行うものとします。

本施設は平成 10 年に開館し、年間入館者数は平成 11 年度の 146,914 人をピークに減少し、一時は年間入館者数が 8 万人台までになりましたが、入館者増への取り組みとして、旅行会社や定期観光バス、企画会社との連携や雑誌への掲載による情報発信等、積極的な PR に取り組んだ結果、平成 18 年度には増加に転じ、平成 19 年度では 112,791 人の入館者がありました。

そして平成 20 年度は、源氏物語千年紀とフレッシュアップ事業の効果で 10 ヶ月間の入館者が 185,815 人という状況であり、管理費に対する利用料金収入の比率も 100% を上回る見込みです。

次年度以降は現在と同じ状況は期待できないものの、地道な取り組みにより、今後も一定の入館者数が期待できるものと考えられます。

こうしたことから、指定管理者制度への移行については、その時期と利用料金制採用の可否等の内容を詳細に検証する必要があると考えます。

従って、指定管理者制度への移行については、その検証結果を踏まえ、準備が整った段階で実施することとします。

### ② 引き続き非公募により指定管理者を選定する施設

検討結果で、公募により指定管理者を選定するとした次の施設については、今回、次の理由により、非公募により指定管理者を選定することとします。

**文化会館**

**植物公園**

**黄檗公園**

**西宇治公園**

**東山公園**

**巨椋ふれあい運動ひろば**

**総合野外活動センター**

本市では、これまで市の施策の実施を目的に必要な公社を設置し、各公社の事業展開も施設を拠点に実施しています。また、施設の管理も公社の大きな目的の一つであることから、公社が指定管理者とならない場合、公社そのものの存続が極めて難しくなるという課題があります。

しかしながら、これまで市出資公社が果たしてきた役割は、本市の施策を進める上で非常に大きく、指定管理者を公募するにあたっては、公社の果たしてきた役割と必要性等を総括するとともに、指定管理者とならなかった場合の市施策の実施方針や公社運営のために雇用された職員（いわゆる「プロパー職員」）の処遇等についても論議しておく必要があります。

一方国では、これまでの主務官庁の認可のみで公益法人の設立が許可されてきた制度を改め、登記のみで設立が認可される一般財団法人と、民間有識者等による委員会により公益性を認定される公益財団法人を分離する公益法人制度改革を実施し、平成 20 年 12 月 1 日に関連法案が施行されたところです。

この制度改革は、公益法人と認定されれば税の優遇措置等を受けることができるなど、公社が公益認定を受けることは大いに意味のあるものです。そして、公益認定を受けるための取り組みは、公社の経営状況の改善の観点から考えても市としても推進すべきと考えます。

そこで、市出資公社が管理する施設については、公益法人制度改革の趣旨から公益法人認定の取り組みを行なうことを前提に、認定に必要な期間を考慮するものとします。認定のための期間は 3 年間とし、現在の指定期間の残る 1 年と、新たに 2 年の指定期間を非公募で指定管理者に選定することにより必要な期間を確保することとします。

そしてこの間に、公益財団法人として更に事業精査とプロパー職員の給与のあり方や公社の運営全般についての手法を検討するなど経営改善に努めるものとします。

なお、その後の指定管理者選定については、2 年の指定期間終了までに、公募を原則とした検討委員会の検討結果を踏まえ、市出資公社が果たす役割と効果の検証とプロパー職員の処遇等、公社の課題への対応を検討し、今後の方針を定めることとします。

### **自転車等駐車場**

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、地方公共団体は高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとして定めています。

これまで自転車等駐車場は本市の高齢者雇用対策の一環を担っており、高齢者の雇用の機会の確保を図ってきています。

そして、今日の厳しい経済状況の中、高齢者の雇用を巡る環境は益々厳しくなっていることから、市として、引き続き高齢者の雇用の機会の確保を図っていく必要があると考えるものです。

このことから、自転車等駐車場については、現在の高齢者の雇用を目的とする団体を、引き続き非公募で指定管理者に指定することとします。

## **③ 当面直営で管理運営を行うが、引き続き管理運営形態の検討を行う施設**

次の施設については、当面、直営で管理運営を行いますが、引き続き他の管理運営方策の検討を行うものとします。

### **集会所**

現在、今後の集会所のあり方の方針となる「集会所再生プラン」を策定しており、策定後のプランに基づいた管理形態とします。

### **コミュニティワークうじ館・こはた館**

当面、継続して直営で管理を行いながら、将来的には指定管理者制度の導入を視野に入れ検討をすることとします。

## **産業振興センター**

### **ベンチャー企業育成工場**

施設管理とベンチャー企業育成をセットで行える民間事業者は少なく、民間事業者の参入例も少ないことから、当面、継続して直営で管理を行い、将来的に施設管理とベンチャー企業育成をセットで行える民間事業者が増加してきた時に、指定管理者制度の導入を検討することとします。

### **保育所**

現在、第2次保育所民営化計画に基づき公立保育所の民営化を進めています。

今後も保育サービスメニューの拡大等、利用者の利便性の向上に向けた検討を行うこととし、その結果に基づいた管理形態とします。

### **休日急病診療所**

当面、継続して直営で管理を行いながら、関係者との協議等を通して、今後の管理形態について検討することとします。

### **児童公園等**

施設規模が小さく、民間事業者参入の可能性は低いことから、継続して直営で管理を行いながら、指定管理者制度導入の可能性や部分的な委託などの方法を検討することとします。

### **志津川浄化センター**

既に施設管理の大部分を委託していることから、継続して直営で管理を行うものとなりますが、将来的には東宇治浄化センターとの一体的管理も視野に入れて検討するものとします。

### **東宇治浄化センター**

施設の持つ公共的責任を踏まえ、継続して直営で管理を行うものとなりますが、民間事業者のノウハウをより活用し、効率的・効果的な管理を進めるため、性能発注による包括的民間委託を行なうことを検討するものとします。

## **市民会館**

### **公民館**

平成20年度に館長の嘱託職員化を実施し、管理運営の効率化を図ったことから、当面は現在の管理形態とします。

### **図書館**

民間事業者の参入例はあるものの、全国的に数も少なく、指定管理者制度を導入した場合の効果や問題点が明らかになっていないのが現状であることから、当面は継続して直営による管理運営形態としますが、併せて指定管理者制度の課題や効果について多方面からの議論を行ったうえで、指定管理者導入について検討するものとします。

## **④ 引き続き現在の管理運営形態を実施する施設**

①～③以外の施設については、当面、現在の管理運営形態を実施するものとします。